

公立保育所のあり方懇話会傍聴取扱要領

1 目的

この要領は、公立保育所のあり方懇話会設置要綱第10条の規定に基づき、公立保育所のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱い

(1) 懇話会の会議は、傍聴することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- ① 個人情報に関する事項の審議
- ② 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の審議
- ③ その他公開することにより、中立かつ公正な審議に支障をきたすおそれがある場合

(2) 懇話会の会議の全部又は一部の傍聴を認めない決定は、次のいずれかによる。

- ① 会議の開催日のおおむね1週間前までに座長が委員から可否を聴取し、委員定数の過半数によりこれを決する。ただし、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- ② 会議の議事中に座長又は委員から発議があった場合は、討論を用いなくて懇話会に諮って決する。

3 傍聴の手続き

(1) 懇話会の会議を傍聴しようとする者は、公立保育所のあり方懇話会傍聴券交付申込書（別記様式。以下「傍聴券交付申込書」という。）に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(2) 傍聴券交付申込書の受付は、会議の開催時刻の10分前まで行う。この場合において、傍聴申込者の数が傍聴席の数を超えるときは、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決するものとする。

(3) 傍聴席の数は、10席を限度とし、懇話会の会議の開催場所の規模等を勘案して座長が決める。

(4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従うものとする。

4 写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

5 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、懇話会の会議を傍聴することができない。

- ① 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② 酒気を帯びていると認められる者

- ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ④ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - ⑥ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
 - ⑦ その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者
- (2) 児童及び幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと座長が認めた場合は、この限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。
- ① みだりに傍聴席を離れないこと。
 - ② 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - ③ 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - ④ 飲食をしないこと。
 - ⑤ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 座長は、傍聴人が前項のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

以 上

NO _____

傍聴券交付申請書

令和 年 月 日開催の公立保育所のあり方懇話会の会議を傍聴したいので、申請
します。

なお、会議傍聴の際は、すべて係員の指示に従います。

令和 年 月 日

公立保育所のあり方懇話会座長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

..... (印)

NO _____

傍 聴 券

令和 年 月 日開催の公立保育所のあり方懇話会の会議の傍聴を認めます。会議
室への入退場の際には、係員にこの券を提示し、その指示に従ってください。

公立保育所のあり方懇話会座長